

四半期報告書

(第133期第2四半期)

自 平成29年7月1日
至 平成29年9月30日

シチズン時計株式会社

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

(E02281)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	15
四半期連結損益計算書	15
四半期連結包括利益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	21

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月14日
【四半期会計期間】	第133期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	シチズン時計株式会社
【英訳名】	Citizen Watch Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第132期 第2四半期連結 累計期間	第133期 第2四半期連結 累計期間	第132期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (百万円)	154,832	153,379	312,559
経常利益 (百万円)	8,261	12,626	21,985
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	5,248	8,220	16,573
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△7,140	14,692	17,517
純資産額 (百万円)	227,343	260,821	249,215
総資産額 (百万円)	378,118	417,596	395,887
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	16.49	25.83	52.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.67	60.12	60.48
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,827	13,048	32,781
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,728	△7,060	△27,861
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,514	△2,437	△20,626
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	67,295	83,045	77,887

回次	第132期 第2四半期連結 会計期間	第133期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 7月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 7月1日 至平成29年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.23	17.50

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。
4. 前第2四半期連結会計期間において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が前連結会計年度末に確定しており、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における国内経済は、個人消費に力強さを欠く状況が続いているものの、全般的に緩やかな回復傾向の中、推移しました。また、米国経済は雇用環境の改善が続いているが、政策運営に対する不透明感と地政学的リスクの高まり等から、低調な経済環境で推移しました。一方、欧州経済は英国のEU離脱決定など不安定さを抱えながらも、堅調な景気回復が継続しました。アジア経済は、景気の減速傾向が続いていましたが、中国をはじめとして持ち直しの動きも見られました。

このような状況の中、当第2四半期連結累計期間の連結経営成績は、売上高1,533億円（前年同期比0.9%減）、営業利益117億円（前年同期比10.1%増）と、減収増益となりました。また、経常利益は126億円（前年同期比52.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は82億円（前年同期比56.6%増）とそれぞれ増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 時計事業

ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、都市部を中心にインバウンド需要の復調が見られ、4月にオープンした東京・銀座の商業施設「GINZA SIX」も様々なイベントを展開し、好評を博しています。特に7月以降は富裕層による高額品需要の高まりが顕著となり、Eco-Drive Oneやカンパノラの限定モデル、ザ・シチズンの和紙文字板モデルといった高級品が好調だった他、主力商品のATTESAやxCも堅調に推移しましたが、期初の遅れを挽回するまでは至らず、減収となりました。

海外市場においては、一部地域で時計需要の緩やかな回復が認められましたが、期初の落ち込みを上回るには至らず、減収となりました。北米市場は、年末商戦向けの商品導入が進んだ流通もあったものの、流通大手の店舗整理や在庫調整の影響が依然色濃く残り、減収となりました。欧州市場は、ドイツ等主要市場では年末商戦向け商品の販売が好調に推移したものの、先行き不透明感や相次ぐテロの影響により個人消費が冷え込んだ英國の失速が響き、減収となりました。アジア市場は、経済活動の緩やかな拡大を背景に時計需要が徐々に力強さを取り戻し、特に中国は、オンライン流通、実店舗流通とともに好調を維持し、販売が拡大しました。

“BULOVA”ブランドは、依然弱含む時計需要の影響に加え、大手流通の店舗整理や在庫調整の影響を受け、減収となりました。

“Q&Q”ブランドは、アメリカ市場が全体を牽引し、増収となりました。

“Frederique Constant”ブランドは、アジア地域向けを中心に、好調に推移しました。

ムーブメント販売は、時計消費の低迷及び高付加価値商品の需要落ち込みの影響を受けて、減収となりました。

営業利益においては、製品ミックスによる収益性の改善等により増益となりました。

以上の結果、時計事業全体では、売上高は774億円（前年同期比0.3%減）、営業利益は85億円（前年同期比32.3%増）と、減収増益となりました。

② 工作機械事業

国内市場は、自動車関連及び半導体製造装置関連を中心に幅広い業種で販売が堅調に推移し、増収となりました。

米州市場は、主要業種全般で底堅い動きが見られたものの、設備投資に慎重な姿勢が継続しており、減収となりました。

欧州市場は、自動車関連を中心に堅調に推移するドイツや、優遇税制の後押しがあったイタリアが市場全体を牽引し、増収となりました。

アジア市場は、中国で主要業種全般が堅調に推移した他、アセアン地域でも自動車関連、精密関連が底堅く推移し、増収となりました。

営業利益においては、国内外の好調な市況環境を受け、増益となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高は286億円（前年同期比14.1%増）、営業利益は41億円（前年同期比20.2%増）と、増収増益となりました。

③ デバイス事業

精密加工部品のうち、自動車部品は、北米市場の減速が鮮明になる中、欧州、中国地域向けを中心に堅調に推移した他、国内向けも新規受注を獲得するなど全体を牽引しました。一方、スイッチは、イヤホン向けや車載向けが売上を伸ばしましたが、スマートフォン向けが大きく落ち込み、精密加工部品全体では減収となりました。

オプトデバイスのうち、チップLEDは、特に照明向けの競争環境が激化する中、先進国を始め新興国においても売上を伸ばした他、照明以外の用途でも、車載向け、アミューズメント向け等が堅調に推移しました。また、バックライトは、車載向け製品の売上が拡大し、オプトデバイス全体では増収となりました。

その他部品については、水晶デバイスがIoT市場の拡大による需要増を受けて堅調に推移した他、強誘電性液晶マイクロディスプレイも、カメラ向けの需要が熊本地震の影響から脱したことにより回復を見せた結果、その他部品全体で増収となりました。

営業利益においては、売上の減少と競争環境の激化等により、減益となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高は341億円（前年同期比5.9%減）、営業利益は15億円（前年同期比30.0%減）と、減収減益となりました。

④ 電子機器事業

情報機器は、フォトプリンターが大幅な増収となった他、POSプリンターも堅調に推移ましたが、ラベルプリンターの販売の伸び悩みと、大型ドットプリンターの前年同期にあった特需の反動による大幅な落ち込みを受け、減収となりました。

健康機器は、国内市場において超音波洗浄機や体温計が好調に推移したものの、海外市場において中国向けの販売が大幅に落ち込んだ結果、減収となりました。

営業利益においては、売上の減少により、減益となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高は102億円（前年同期比8.7%減）、営業利益は1億円（前年同期比37.7%減）と、減収減益となりました。

⑤ その他の事業

主要事業である宝飾製品は、国内消費マインドに依然回復の兆しは見られず、厳しい販売状況が継続しました。また、球機用機器事業からの撤退に伴う売上減の影響も受け、他の事業全体で減収となりました。

営業利益においては、減収とはなったものの、安定した利益を確保することが出来ました。

以上の結果、他の事業全体では、売上高は28億円（前年同期比36.5%減）、営業利益は1億円（前年同期比5.9%増）と、減収増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ217億円増加し、4,175億円となりました。資産の内、流動資産は、たな卸資産が114億円、現金及び預金が55億円増加したこと等により、196億円の増加となりました。固定資産につきましては、のれんが6億円、繰延税金資産が5億円減少した一方で、投資有価証券が30億円増加したこと等により、20億円の増加となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ、支払手形及び買掛金が48億円、電子記録債務が24億円、短期借入金が14億円増加したこと等により101億円増加し、1,567億円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、利益剰余金が55億円、為替換算調整勘定が37億円、その他有価証券評価差額金が23億円増加したこと等により116億円増加し、2,608億円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期末に比べ157億円増加し、830億円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期末と比べ17億円減少し、130億円となりました。これは主にたな卸資産の増加額が100億円の減少要因となりました一方、税金等調整前四半期純利益が126億円、減価償却費が66億円、仕入債務の増加額が60億円となりましたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期末と比べ146億円減少し、70億円の支出となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入が13億円となりました一方、有形固定資産の取得による支出が78億円となりましたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期末と比べ140億円減少し、24億円となりました。これは主に配当金の支払額が27億円となりましたこと等によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(当社グループの対処すべき課題及びその対処方針について)

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

この度、当社のグループリスクマネジメント監査（以下「本監査」）によって、シチズン電子株式会社（以下「シチズン電子」）について、取引先企業との取決めにおいて、供給している製品の製造拠点を変更した場合には、取引先企業にその変更を申請することになっていたにもかかわらず、一部の取引先企業に対して、その変更申請を行わなかったことに起因し、それ以後、取引先企業を取り決めた従前の製造拠点で製造されたことを示すロット番号を印字したラベルを製品に貼付するなどして出荷を続けていたこと（以下「本件不適切行為」）が判明しました。

本監査は、主にシチズン電子及びその子会社であるシチズン電子タイムル株式会社（以下「シチズン電子タイムル」）を対象として、コンプライアンス違反のリスクのある事象を網羅的に把握することを目的として実施してきたものであり、これと並行して、当社は、本件不適切行為の事実確認にも努めてまいりましたが、シチズン電子による本件不適切行為は、複数の部門にまたがって行われており、出荷作業については同社の子会社であるシチズン電子タイムルにおいて行われているなど、関係部署等が広範囲に及んでおり、また、過去に既に是正がなされた製品も含め、対象製品、期間、出荷先の取引先企業の範囲などを含め、確認に時間を要しており、網羅的な事実関係の確認には更に時間を要することが見込まれるところです。

当社としては、これまでに事実が確認できた限りでも、当社連結子会社によるコンプライアンス違反事象であると重く受け止め、上記の事実確認の進捗状況をも踏まえ、今後は、外部専門家による徹底的な調査による事実解明と原因分析などが必要であると考え、平成29年11月10日に第三者委員会を設置いたしました。

なお、本件不適切行為の対象製品は、取引先企業の製品に組み込まれているため、最終製品のユーザ向けに製造拠点を表示しているものではありません。本件不適切行為に起因する品質問題も現時点では確認されておりません。

これまで確認されている範囲で、本件不適切行為の対象製品は、主にスイッチ部品であり、他にLED部品等があります。判明している対象期間は、おおむね平成23年（2011年）頃から平成29年（2017年）までの間になります。

本件不適切行為については、現時点で判明している対象製品に関し、取引先企業には、製造拠点を正確に示したラベルを貼付するなどして出荷しており、対応可能なところから是正を進めております。また、本件取決めを有している取引先企業に対しては、順次、製造拠点の変更申請の手続を行っているところです。

今後、当社及びシチズン電子は、第三者委員会による徹底的な事実調査に対して全面的に協力し、実態解明に努めてまいります。第三者委員会の調査の結果については、速やかに開示いたします。

この第三者委員会での調査結果を踏まえ、再発防止に真摯に取り組んでいくとともに、グループとしてのガバナンスを強化してまいります。

（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について）

a. 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、“市民に愛され市民に貢献する”という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすものの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

b. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様に、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成25年2月には、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を策定し、平成28年2月に一部見直しを行いました。

本中期経営計画の前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、筋肉質な経営体質の構築を図るため、徹底した構造改革と体質強化を行いました。

後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）の初年度にあたる前期は、次のような施策を行いました。

- ・時計事業のマルチブランド戦略の一環として、Frederique Constant Holding SAを買収。
- ・時計事業を中心としたグループ全体の更なる成長と本社機能の強化を図るために、事業持株会社体制に移行。
- ・ムーブメント製造ラインの集約を目的に、長野県佐久市にムーブメントの組立工場を新設。
- ・不採算となっており、今後の回復が見込めない球機用機器事業から撤退。
- ・流通に対する更なるプレゼンスの向上とシナジーの最大化等を目的に、米国の時計販売子会社Citizen Watch Company of America Inc. と Bulova Corporationを合併。

c. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」について、これを一部変更したうえで更新すること（以下、かかる変更後の方針を「旧方針」といいます。）を決定し、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

平成28年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって旧方針の有効期間が満了することから、同年5月26日開催の取締役会において、上記a.の基本方針を改めて決議するとともに、旧方針を一部変更したうえで更新することにつき、同年6月28日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております（以下、かかる変更後の方針を「本方針」といいます。）。

本方針の内容は以下のとおりであります。

① 対象となる買付

本方針の対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

② 手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

③ 対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

④ 対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に 対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に譲渡するなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

⑤ 対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期間を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内（30日間を上限とする延長が可能です。）に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があり、この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

⑥ 本方針の有効期間

本方針の有効期間は、平成28年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

d. 上記 b. 及び c. の取組みについての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 b. の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びにコーポレートガバナンス・コード原則1-5及び補充原則1-5①を踏まえたものです。

2) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成28年6月28日開催の第131期定時株主総会において、本方針について株主の皆様のご承認を得ております。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

3) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、平成29年9月30日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役の小松正明、寺坂史明の両氏と、当社社外監査役の窪木登志子氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記 c. ④にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能であります。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,867百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	959,752,000
計	959,752,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	320,353,809	320,353,809	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	320,353,809	320,353,809	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	320,353,809	—	32,648	—	36,029

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	50,553	15.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,006	10.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	11,948	3.73
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィ スターZ棟	11,925	3.72
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	10,000	3.12
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 J A共済ビル (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	8,160	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,375	1.68
株式会社ニコン	東京都港区港南2丁目15番3号	5,005	1.56
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	4,631	1.45
丸紅株式会社	東京都中央区日本橋2丁目7-1	4,496	1.40
計	—	145,102	45.29

(注) 1. 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 50,553千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 33,006千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 11,925千株

2. 当社は、平成29年9月30日現在、自己株式を2,066千株保有しております。

3. 野村證券株式会社他2社連名により平成29年6月21日付で大量保有報告書が提出されておりますが、当社と
して当第2四半期連結会計期間末時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況に
は含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 野村證券株式会社他2社

保有株券等の数 16,358,775株

株券等保有割合 5.11%

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,066,800	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 317,849,300	3,199,161	同上
単元未満株式	普通株式 437,709	—	同上
発行済株式総数	320,353,809	—	—
総株主の議決権	—	3,199,161	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

②【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シチズン時計株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	2,066,800	—	2,066,800	0.65
計	—	2,066,800	—	2,066,800	0.65

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,746	86,247
受取手形及び売掛金	61,142	※ 65,692
電子記録債権	1,156	※ 941
商品及び製品	49,121	56,035
仕掛品	18,511	21,799
原材料及び貯蔵品	16,695	17,940
未収消費税等	2,606	1,697
繰延税金資産	6,787	6,632
その他	6,114	5,527
貸倒引当金	△1,037	△1,010
流動資産合計	241,844	261,502
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	41,687	41,917
機械装置及び運搬具（純額）	21,765	21,433
工具、器具及び備品（純額）	6,634	6,761
土地	11,109	11,085
リース資産（純額）	1,380	1,459
建設仮勘定	2,977	2,627
有形固定資産合計	85,554	85,284
無形固定資産		
のれん	5,958	5,337
ソフトウエア	3,208	3,944
リース資産	6	4
その他	4,420	4,188
無形固定資産合計	13,594	13,474
投資その他の資産		
投資有価証券	44,519	47,601
長期貸付金	1,030	971
繰延税金資産	6,029	5,458
その他	3,663	3,628
貸倒引当金	△211	△187
投資損失引当金	△138	△138
投資その他の資産合計	54,893	57,334
固定資産合計	154,042	156,094
資産合計	395,887	417,596

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,836	24,660
電子記録債務	13,140	15,568
設備関係支払手形	1,389	174
営業外電子記録債務	378	576
短期借入金	5,849	7,340
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	2,657	3,293
繰延税金負債	102	203
未払費用	12,727	13,765
賞与引当金	5,458	6,226
役員賞与引当金	135	—
製品保証引当金	928	999
環境対策引当金	24	15
事業再編整理損失引当金	1,294	882
その他	6,600	5,186
流動負債合計	80,523	88,892
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	27,182	27,187
繰延税金負債	3,392	4,445
環境対策引当金	54	27
事業再編整理損失引当金	1,330	1,326
退職給付に係る負債	22,003	22,399
資産除去債務	66	83
その他	2,118	2,414
固定負債合計	66,148	67,883
負債合計	146,671	156,775
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,648	32,648
資本剰余金	34,074	33,994
利益剰余金	162,224	167,739
自己株式	△1,780	△1,781
株主資本合計	227,168	232,602
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,332	12,647
為替換算調整勘定	3,088	6,881
退職給付に係る調整累計額	△1,168	△1,076
その他の包括利益累計額合計	12,252	18,453
非支配株主持分	9,795	9,765
純資産合計	249,215	260,821
負債純資産合計	395,887	417,596

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	154,832	153,379
売上原価	95,932	93,486
売上総利益	58,899	59,893
販売費及び一般管理費	※ 48,217	※ 48,129
営業利益	10,682	11,763
営業外収益		
受取利息	141	181
受取配当金	441	424
持分法による投資利益	184	216
為替差益	—	468
その他	308	521
営業外収益合計	1,076	1,813
営業外費用		
支払利息	222	213
為替差損	2,838	—
支払補償費	—	331
その他	435	405
営業外費用合計	3,496	950
経常利益	8,261	12,626
特別利益		
投資有価証券売却益	809	36
子会社株式売却益	—	14
固定資産売却益	53	334
その他	168	4
特別利益合計	1,032	390
特別損失		
固定資産除却損	54	122
固定資産売却損	40	13
減損損失	15	0
事業再編整理損	1,229	117
その他	70	63
特別損失合計	1,410	317
税金等調整前四半期純利益	7,883	12,699
法人税等	2,498	4,236
四半期純利益	5,384	8,463
非支配株主に帰属する四半期純利益	136	242
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,248	8,220

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益	5,384	8,463
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	77	2,315
為替換算調整勘定	△12,525	3,807
退職給付に係る調整額	171	93
持分法適用会社に対する持分相当額	△247	12
その他の包括利益合計	△12,525	6,228
四半期包括利益	△7,140	14,692
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△7,440	14,421
非支配株主に係る四半期包括利益	300	270

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,883	12,699
減価償却費	5,954	6,679
のれん償却額	660	795
引当金の増減額（△は減少）	△5,247	98
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	474	441
受取利息及び受取配当金	△582	△606
支払利息	222	213
投資有価証券売却損益（△は益）	△809	△36
子会社株式売却損益（△は益）	—	△14
固定資産売却損益（△は益）	△12	△321
固定資産除却損	52	118
売上債権の増減額（△は増加）	3,768	△3,013
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,340	△10,077
仕入債務の増減額（△は減少）	3,284	6,062
その他	2,251	2,288
小計	16,559	15,326
利息及び配当金の受取額	580	607
利息の支払額	△233	△212
法人税等の支払額	△2,079	△2,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,827	13,048
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△1,501	△0
投資有価証券の売却による収入	1,360	83
有形固定資産の取得による支出	△11,802	△7,855
有形固定資産の売却による収入	764	1,315
無形固定資産の取得による支出	△648	△583
貸付けによる支出	△7	△2
貸付金の回収による収入	52	5
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△12,198	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	75
その他	2,252	△98
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,728	△7,060
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△13,432	766
長期借入金の返済による支出	△7	△9
配当金の支払額	△2,705	△2,705
非支配株主への配当金の支払額	△324	△227
自己株式の取得による支出	△0	△1
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△1	△199
その他	△42	△61
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,514	△2,437
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,331	1,608
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△27,747	5,157
現金及び現金同等物の期首残高	95,042	77,887
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 67,295	※ 83,045

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間におきましては、当社の連結子会社でありました株式会社オンタイムは、当社の連結子会社であるシチズンリテイルプランニング株式会社に吸収合併されたため、また、当社の連結子会社でありました九戸精密株式会社は株式を譲渡したため、それぞれ連結の範囲から除いております。

当第2四半期連結会計期間におきましては、シルバー企画株式会社は会社清算のため、連結の範囲から除いております。

変更後の連結子会社の数

102社

(表示方法の変更)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第2四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第2四半期連結累計期間の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△44百万円は、「連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出」△1百万円、「その他」△42百万円として組み替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	—	119百万円
電子記録債権	—	68

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
減価償却費	1,780百万円	2,024百万円
貸倒引当金繰入額又は戻入額(△)	△78	△32
賞与引当金繰入額	899	1,253
退職給付費用	740	670
人件費	16,355	15,845
広告宣伝費	9,391	8,688
製品保証等引当金繰入額	34	21
研究開発費	3,477	3,867

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	70,552百万円	86,247百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,257	△3,202
現金及び現金同等物	67,295	83,045

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,705	8.50	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	2,705	8.50	平成28年9月30日	平成28年12月2日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,705	8.50	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	2,705	8.50	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	時計事業	工作機械 事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 2
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間の 内部売上高又は 振替高	77,693	25,087	36,272	11,229	4,549	154,832	—	154,832
計	77,779	25,535	37,446	11,291	4,934	156,988	△2,155	154,832
セグメント 利益	6,482	3,460	2,175	268	144	12,531	△1,849	10,682

(注) 1. セグメント利益（営業利益）の調整額△1,849百万円には、セグメント間取引消去39百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,889百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

前第2四半期連結会計期間に実施したFrederique Constant Holding SAの企業結合について、取得原価の配分が完了していなかったため、のれんの金額は暫定的に算出された金額でしたが、前連結会計年度末に取得原価の配分が完了し、暫定的な会計処理が確定したため、のれんの金額を修正しております。詳細につきましては、「注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	時計事業	工作機械 事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 2
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間の 内部売上高又は 振替高	77,484	28,630	34,122	10,253	2,887	153,379	—	153,379
計	77,520	28,790	35,248	10,301	3,298	155,159	△1,779	153,379
セグメント 利益	8,574	4,157	1,522	167	153	14,575	△2,811	11,763

(注) 1. セグメント利益（営業利益）の調整額△2,811百万円には、セグメント間取引消去1百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△2,813百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し

平成28年7月11日に行われたFrederique Constant Holding SAの株式取得について、前第2四半期連結累計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、前連結会計年度末に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映されており、主として無形固定資産に3,402百万円が配分された結果、暫定的に算定されたのれんの金額は7,306百万円から2,050百万円減少し、5,256百万円となりました。

この結果、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、主としてのれん償却額が減少し、無形固定資産の減価償却費が増加した結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ47百万円減少し、四半期純利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益がそれぞれ23百万円減少しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	16円49銭	25円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	5,248	8,220
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	5,248	8,220
普通株式の期中平均株式数（千株）	318,292	318,288

- (注) 1. 前第2四半期連結累計期間、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 前第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………2,705百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………8円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成29年12月4日

(注) 平成29年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

シチズン時計株式会社

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員 公認会計士 木下 雅彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小倉 明 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋 秀和 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシチズン時計株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シチズン時計株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。